

労審発第1018号
平成30年9月3日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成30年8月27日付け厚生労働省発基0827第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成30年8月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱」について

平成30年8月27日付け厚生労働省発基0827第1号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と考える。

別紙

平成 30 年 9 月 3 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正部分）」について

平成 30 年 8 月 27 日付け厚生労働省発基 0827 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 30 年 8 月 29 日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 鎌田 耕一

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正部分）」について

平成 30 年 8 月 27 日付け厚生労働省発基 0827 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。